

福山市国民健康保険税の 減免・軽減制度について

福山市国民健康保険では、一定の条件のもと、保険税を減免・軽減する制度を設けています。いずれの減免・軽減制度にも申請が必要です。

◆ **減免制度**（①～④は事実発生から1年以内の申請が必要です）

- ①災害などにより、納税義務者等の住居や家財に損害を受けたとき
※損害割合が30%以上で、かつ、前年中の所得が1,000万円以下の世帯であること
- ②リストラ、会社の倒産・勧奨または契約期間の満了（継続して3年以上の雇用期間がある人に限る）などにより、失業されたとき
※65歳未満で雇用保険を受給する人は、裏面に記載の軽減制度が優先されます。
- ③事業を休止・廃止されたとき
- ④継続して、3か月以上入院されたとき
※②③④については、前年中の所得が500万円以下の世帯で、保険税の滞納がないこと、所得の申告をしていること、届出義務に違反していないなど条件があります。
- ⑤生活保護法の扶助を受けることになったとき
- ⑥保証債務履行に伴う譲渡所得があったとき
- ⑦公費負担優先疾病に該当する人
※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一類、二類感染症及び新感染症に該当する人
- ⑧「国民健康保険法」第59条の規定に該当する人
- ⑨世帯の所得に応じた軽減に該当する世帯で、未就学児を除く18歳以下の子どもがいるとき
※未就学児については、国の未就学児に対する軽減制度が申請することなく適用されます。

◆ **後期高齢者医療制度への移行による減免制度**

社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その被扶養者（65歳以上に限る）が新たに国民健康保険に加入されたとき

◆ **世帯の所得に応じた軽減制度**（申請することなく適用されます）

世帯の前年中の所得が国の定める所得基準を下回ったとき

ただし、所得が不明であること、所得がないことを理由に、申告をしていない人がいる世帯については、軽減が受けられない場合があります。所得の申告が必要と思われる世帯には、「国民健康保険税（料）に関する所得申告書」を送付しますので、期限までに提出してください。

◆ **出産被保険者に対する軽減制度**

妊娠85日以上の出産が対象（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）

◆ 非自発的な失業をした場合の軽減制度

▶ 対象者

国民健康保険にこれから加入される人または既に参加されている人で、次の①、②の両方に該当する人

- ① 離職時に65歳未満であること
- ② 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をお持ちの人で、その離職理由に記載の番号が「11. 12. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34」であること（雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者として失業等給付を受ける人）

▶ 軽減内容

国民健康保険税の算定の基礎となる前年中の所得のうち、対象者の**給与所得**を30/100とみなして算定します。

また、高額療養費等の自己負担限度額の区分についても同様に、軽減した所得によって判定を行います。

▶ 軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

▶ 申告に必要なもの

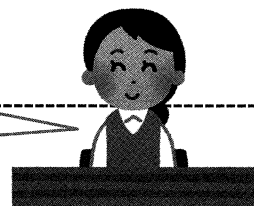
雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

※雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知を紛失された人は、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）で再発行を受けてください。



国民健康保険加入中は、就職や他の市区町村へ転出しても引き続き軽減対象となりますが、社会保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると軽減が終了します。なお、脱退後再度、国民健康保険に加入する場合、引き続き軽減に該当する場合がありますので、詳しくはご相談ください。

軽減を受けるには、申告が必要です。
保険年金課または電子申請で申告を行ってください。



《電子申請について》

電子申請システムは、次のQRコードまたはURLからアクセスしてください。



https://apply.e-tumo.jp/city-fukuyama-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=9584

問 い 合 わ せ 先

保険年金課 資格賦課担当
福山市東桜町3番5号

☎084-928-1055